

## 地域振興関係助成制度等一覧

令和3年度版

R3.4.8時点 地域活力振興課 調

NO.	分類	制度名	助成制度等の主体	制度内容	スケジュール	対象	助成額(支援内容)	県内実績(直近)	担当グループ名	備考
1	補助金助成金	元気な地域づくり支援事業費補助金	青森県	市町村が自発的、主体的に取り組む地域特性を活かした地域づくり及び市町村の総合戦略に基づく取組に対する補助 (1) 地域を支える人材の育成を目的とする事業 (2) 地域の産業振興又は雇用機会の創出を目的とする事業 (3) コミュニティ活動の再生等地域力の向上を目的とする事業 (4) 誰もが健康的に安心して暮らせる環境づくりを目的とする事業 (5) 地域振興における重要な課題等の解決を目的とする事業 (6) 前5号に掲げる事業を複合する事業	・4月中旬募集 ・5月中旬締切 ・6月中旬決定 ・翌4月上旬実績締切  ※おおよその目安であり、事務を委任している各地域県民局によりこの限りではなく、事前のヒアリング等もあり得る。	○市町村	①通常事業 補助率: 1/3～2/3 (財政力指数により変動) 上限額: 5,000千円 ②総合戦略推進事業 市町村の総合戦略に基づく取組で知事が特に認めるもの。 補助率: 2/3 上限額: (新規事業)10,000千円 (継続事業)単独事業5,000千円 連携事業10,000千円	R2:40団体 (計134事業)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	事務については各地域県民局に委任。
2	補助金助成金	リモートワーカー等移住受入促進事業費補助金	青森県	リモートワークに対応した移住体験拠点(移住体験住宅、コワーキングスペース等)の整備や活用促進を行う市町村の経費への補助。	・4月下旬 募集 ・5月中旬 締切 ・6月上旬 決定	○市町村	補助率: 1/2 上限額: 拠点整備事業 3,000千円 拠点活用促進事業 1,000千円	実績なし (R3新規事業)	地域活力振興課移住・交流推進G 017-734-9174	
3	補助金助成金	移住・交流推進重点事業費助成金	あおもり移住・交流推進協議会	首都圏等をはじめとした県外からの移住・交流を目的として、市町村又は団体が主体的に実施する移住・交流推進事業に要する経費に対して助成	・4月中 要綱制定 ・5月下旬 募集 ・6月中旬 締切 ・6月下旬 決定 ・7月～ 随時募集	○県を除いたあおもり移住・交流推進協議会の自治体会員	【参考:令和2年度】 助成率:ソフト事業 10/10 施設整備事業 3/4 上限額:1,000千円 ※令和3年度の支援内容については検討中	R2:10団体	地域活力振興課移住・交流推進G 017-734-9174	
4	補助金助成金	むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業	(公財)むつ小川原地域・産業振興財団	県内における市町村や地域団体等が実施する地域の活性化や産業の振興のためのプロジェクト、調査研究活動の事業に対する助成	【応募期間】 例年、9～10月	○市町村 ○地域団体(地域づくり、文化活動等に取り組んでいる組織、グループ) ○産業団体(農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、その他産業関係のグループ)	助成対象事業費の4/5以内	R2採択事業件数:102件 助成額: 133,275千円	原子力立地対策課地域振興G 017-734-9737	
5	補助金助成金	一般コミュニティ助成事業	(一財)自治総合センター	コミュニティ活動推進のために直接必要な設備等の整備に関する経費への助成。	・8月中旬募集 ・10月下旬締切 ・3月末交付決定 ・事業終了後2ヶ月以内に実績報告	○市町村 ○市町村が認めるコミュニティ組織	助成率:10/10 助成額:1,000千円～ 2,500千円	R2:44団体 (82団体申請)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	コミュニティ組織の場合は、市町村からの間接補助。

NO.	分類	制度名	助成制度等の主体	制度内容	スケジュール	対象	助成額(支援内容)	県内実績(直近)	担当グループ名	備考
6	補助金助成金	コミュニティセンター助成事業	(一財)自治総合センター	コミュニティ活動推進のために必要な集会施設の建設又は大規模修繕に要する経費とその施設に必要なとされる備品に要する経費への助成。	・8月中旬募集 ・10月下旬締切 ・3月末交付決定 ・事業終了後2ヶ月以内に実績報告	○市町村 ○市町村が認めるコミュニティ組織	助成率: 3/5 上限額: 15, 000千円	R2: 0団体 (申請団体なし)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	コミュニティ組織の場合は、市町村からの間接補助。
7	補助金助成金	青少年健全育成助成事業	(一財)自治総合センター	青少年の健全育成のため、主に親子で参加するスポーツ・レクリエーション活動、文化・学習活動、その他コミュニティ活動のイベント等への助成。	・8月中旬募集 ・10月下旬締切 ・3月末交付決定 ・事業終了後2ヶ月以内に実績報告	○市町村 ○市町村が認めるコミュニティ組織	助成率: 10/10 助成額: 300千円～1, 000千円	R2: 0団体 (申請団体なし)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	コミュニティ組織の場合は、市町村からの間接補助。
8	補助金助成金	地域づくり助成事業 ア. 共生の地域づくり助成事業	(一財)自治総合センター	地域の創意工夫により、地域実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者などすべての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等の整備又はソフト事業への助成。	・8月中旬募集 ・10月下旬締切 ・3月末交付決定 ・事業終了後2ヶ月以内に実績報告	○市町村	助成率: 10/10 上限額: 10, 000千円(ソフト事業は5, 000千円)	R2: 2団体 (2団体申請)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
9	補助金助成金	地域づくり助成事業 イ. 活力ある地域づくり助成事業 (地域資源活用)	(一財)自治総合センター	地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図る、特色あるソフト事業への助成。	・8月中旬募集 ・10月下旬締切 ・3月末交付決定 ・事業終了後2ヶ月以内に実績報告	○市町村、広域連合など	助成率: 10/10 上限額: 2, 000千円	R2: 0団体 (1団体申請)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
10	補助金助成金	地域づくり助成事業 イ. 活力ある地域づくり助成事業 (広域連携推進)	(一財)自治総合センター	複数の助成対象団体が共同して広域的な連携を目的として実施するソフト事業及び平成11年7月16日以降に合併した市町村が住民の一体感の醸成等を目的として実施するソフト事業への助成。	・8月中旬募集 ・10月下旬締切 ・3月末交付決定 ・事業終了後2ヶ月以内に実績報告	○市町村、広域連合など	助成率: 10/10 上限額: 2, 000千円	R2: 0団体 (申請団体なし)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
11	補助金助成金	環境保全促進助成事業	(一財)自治総合センター	コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業への助成。	・8月上旬募集 ・9月中旬締切 ・11月中旬内定 ・3月末交付決定 ・事業終了後2ヶ月以内実績締切	○都道府県 ○市町村 ○コミュニティ組織	■都道府県・市町村 助成率: 10/10 上限額: 2, 000千円 ■コミュニティ組織 助成率: 10/10 上限額: 1, 000千円	R2: 2団体 (2団体申請)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
12	補助金助成金	シンポジウム助成事業	(一財)自治総合センター	活気に満ちた地域社会づくりの推進を図るための、シンポジウム事業(テーマは任意)への助成。	・8月上旬募集 ・9月中旬締切 ・11月中旬内定 ・3月末交付決定 ・事業終了後2ヶ月以内実績締切	○都道府県 ○市町村	助成率: 10/10 上限額: 3, 000千円	R2: 1団体 (1団体申請) ※新型コロナのため申請取下	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
13	補助金助成金	ふるさとのづくり支援事業	(一財)地域総合整備財団 (ふるさと財団)	企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市区町村が支援を行う場合に、当該市区町村へ補助。	・9月上旬募集 ・10月下旬締切 ・2月頃決定	○市町村	■新商品開発補助 補助率: 2/3以内 (過疎地域等9/10) 上限額: 10, 000千円	R2: 0件 (申請団体なし)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	企業等へは市町村からの間接補助。
14	補助金助成金	地域再生マネージャー事業 (外部専門家活用助成)	(一財)地域総合整備財団 (ふるさと財団)	地域再生に取り組む市町村が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合に、ふるさと財団がその費用の一部を助成。	・9月下旬募集 ・11月下旬締切 ・3月下旬決定	○市町村、広域連合など	補助率: 2/3 上限額: 7, 000千円 (広域連合などの場合10, 000千円) (外部人材派遣に係る人件費・旅費が助成対象経費の概ね半分以上)	R2: 0件 (申請団体なし)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	

NO.	分類	制度名	助成制度等の主体	制度内容	スケジュール	対象	助成額(支援内容)	県内実績(直近)	担当グループ名	備考
15	人的支援	地域再生マネージャー事業(外部専門家派遣)	(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)	地域再生に取り組もうとしている市町村に対し、ふるさと財団が地域課題の抽出や課題解決に向けた方向性の提言を行う外部人材を派遣。	・9月下旬募集 ・12月中旬締切 ・3月下旬決定	○市町村	・年1回2人派遣(2泊3日) ・外部人材への謝金・旅費は原則として財団が支払う。	R2:0件(申請団体なし)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
16	補助金助成金	まちなか再生支援事業(助成金)	(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)	まちなか再生に取り組む市町村が、具体的・実務的ノウハウを有する専門家に業務の委託等をする費用の一部への補助。	・12月上旬募集 ・1月末締切 ・3月下旬決定	○市町村	補助率:2/3 上限額:7,000千円	R2:0件(申請団体なし)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
17	人的支援	公民連携アドバイザー派遣事業	(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)	公民連携手法による公共施設等の整備、維持管理・運営等を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家等を派遣し、必要な助言・指導を行う。	・12月上旬募集 ・1月末締切 ・3月下旬決定	○都道府県 ○市町村、一部事務組合及び広域連合など	・年1回1人派遣 ・派遣費用は全額財団で負担	R2:0件(申請団体なし)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
18	補助金助成金	地域イノベーション連携モデル事業	(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)	Society5.0につながる技術を活用した地域課題解決に取り組む市町村と、ふるさと財団が組織する地域イノベーション推進研究会とが共同研究を行い、その研究成果を全国に発信するとともに、当該市町村が外部専門家(イノベーションマネージャー)に業務の委託をする費用の一部への助成。	・2月上旬募集 ・2月末締切 ・3月下旬決定	○市町村	補助率:2/3 上限額:8,000千円	実績なし(R3新規事業)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	R3新規事業
19	補助金助成金	地域イベント助成事業(長寿社会づくりソフト事業費交付金)	(一財)地域活性化センター	コミュニティ組織が主体となって行い、創意と工夫に富み、地域活性化に貢献するイベントへの助成。	・11月中旬募集 ・12月中旬締切 ・3月下旬決定	○市町村	助成率:10/10 上限額:1,000千円 (1市町村1件で都道府県3件まで)	R2:1団体(1団体申請) ※コロナのため申請取下	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	市町村からの間接補助。
20	補助金助成金	公共スポーツ施設等活性化助成事業	(一財)地域活性化センター	公共スポーツ施設等の有効活用促進のための効果的・効率的な利用システムの整備または特色あるソフト事業に対して助成。	・11月中旬募集 ・12月中旬締切 ・3月下旬決定	○市町村、広域連合など	助成率:10/10 上限額:3,000千円 ※システム整備事業とソフト事業を併せて実施する事業を含む。ただし、ソフト事業については1,000千円を上限とする。 (1市町村1件で都道府県3件まで)	R2:1団体(1団体申請)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
21	補助金助成金	地方創生アドバイザー事業	(一財)地域活性化センター	市町村等が地方創生に向けて適切な助言を行う各分野の専門家を招へいするために要する謝金・交通費・宿泊費などの経費への助成。	・12月中旬募集 ・1月末締切 ・3月下旬決定	○市町村、広域連合など	助成率:10/10 上限額:200千円 (1対象団体1件)	R2:0件(申請団体なし)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
22	補助金助成金	移住・定住・交流推進支援事業	(一財)地域活性化センター	地方が都市住民などを受け入れる移住・交流の推進により地域を活性化することを目的として、市町村もしくは地域団体が自主的・主体的に実施する移住・交流事業への助成。	・12月中旬募集 ・1月末締切 ・3月下旬決定	○市町村、広域連合など	助成率:10/10 上限額:2,000千円 (都道府県から3件まで)	R2:0件(申請団体なし)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	地域団体については、市町村が補助を行う場合に助成する。
23	補助金助成金	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	(一財)地域活性化センター	将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業に係る経費への助成。	・12+1月中下旬募集 ・1月末締切 ・3月下旬決定	○市町村、広域連合など	助成率:10/10 上限額:2,000千円	R2:0件(申請団体なし)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	

NO.	分類	制度名	助成制度等の主体	制度内容	スケジュール	対象	助成額(支援内容)	県内実績(直近)	担当グループ名	備考
24	補助金助成金	地域づくり団体活動支援事業	地域づくり団体全国協議会(地域活性化センター内)	自主的・主体的な地域づくりのために講師等をお願いして開催する研修会等への助成(多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの)。	・12月末まで随時 * 予算額を使い切った時点で募集終了	○地域づくり団体 全国協議会の登録団体(賛助会員) ○都道府県協議会	助成率: 10/10 上限額: 150千円(ただし講師謝金、講師旅費各上限100千円)	R2: 3団体 ※うち1団体は新型コロナのため申請取下	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	事業実施の2カ月前までの申請が必要。
25	補助金助成金	地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業	地域づくり団体全国協議会(地域活性化センター内)	自主的・主体的な地域づくりのためにクラウドファンディングを活用する事業にともなう費用の一部を助成(目標金額が30万円以上の事業)。	・12月末まで随時 * 予算額を使い切った時点で募集終了	○地域づくり団体 全国協議会の登録団体(賛助会員)	助成率: 10/10 上限額: 250千円 (支援金額が目標金額を達成したものに限り)	実績なし	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	支援募集の2カ月前までの申請が必要
26	人的支援	地方創生人材支援制度	内閣府	地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間専門人材を市町村長の補佐役として派遣する。	・9~11月上旬募集 ・3月マッチング結果公表 ・4月~派遣	○市町村	内閣府において、マッチング作業を行う。経費は市町村負担。 (派遣期間は常勤原則2年、非常勤は1~2年)	R2: 1件	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
27	補助金助成金	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	国土交通省	人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域において、公益サービス、生活サービス、地域活動等の維持確保を図るため、必要となる遊休公共施設を活用した施設整備等に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資することを目的として実施。	・1月下旬申請書提出 ・3月内示 ・4月上旬交付決定	○市町村 (過疎・山村・半島・豪雪などの条件不利地域) ○NPO法人等	■機能の再編・集約 ・補助率 市町村1/2以内 NPO法人等1/3以内	H30: 1市町村(1市町村申請)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
28	補助金助成金	半島振興広域連携促進事業	国土交通省	半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援。	・1月下旬募集 ・3月内示 ・4月上旬交付決定	○市町村 (過疎・山村・半島・豪雪などの条件不利地域) ○NPO法人等	■機能の再編・集約 ・補助率 市町村1/2以内 NPO法人等1/3以内	H30: 1市町村(1市町村申請)	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
29	人的支援	若者の地方体験交流	国土交通省	市町村が企画する総合的な体験型交流プログラム(地域づくりや地場産業体験等)に、東京などの大都市圏に居住する若者が参加することによって、地域の活性化やUJターンを促進を図ることを目的として実施。	・1月募集 ・3月締切	○市町村	・国土交通省ホームページに募集情報が掲載される。 ・全国の大学に情報提供される。	R2: 3団体	地域活力振興課移住・交流推進G 017-734-9174	
30	補助金助成金	過疎地域持続的発展支援交付金事業(過疎地域持続的発展支援事業)	総務省	過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。	・4月上旬募集締切(予定) ・4月中有識者評価 ・5月選定・内示 ・6~7月交付申請・交付決定 ・翌3月実績締切	○市町村(過疎地域)、県	1事業につき、2,000万円以内  ※過疎市町村は定額補助のみ。 ※都道府県は補助率1/2又は6/10(財政力指数0.51未満の都道府県に限る)	H29: 1団体(1団体申請)	市町村課理財G 017-734-9073	
31	補助金助成金	過疎地域持続的発展支援交付金事業(過疎地域集落再編整備事業)	総務省	過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対する補助。 ・定住促進団地整備事業 ・定住促進空き家活用事業 ・集落等移転事業 ・季節居住団地整備事業	・4月上旬募集締切(予定) ・5月選定・内示 ・6~7月交付申請・交付決定 ・翌3月実績締切	○市町村(過疎地域)	交付率: 必要経費の1/2以内	H26: 1団体(1団体申請)	市町村課理財G 017-734-9073	

NO.	分類	制度名	助成制度等の主体	制度内容	スケジュール	対象	助成額(支援内容)	県内実績(直近)	担当グループ名	備考
32	補助金助成金	過疎地域持続的発展支援交付金事業(過疎地域遊休施設再整備事業)	総務省	過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対する補助。 〈例〉 ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業 ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設 ・食肉、農産物等の加工施設	・4月上旬募集締切(予定) ・5月選定・内示 ・6～7月交付申請・交付決定 ・翌3月実績締切	〇市町村(過疎地域)	交付率:必要経費の1/3以内  (1事業につき、6,000万円以内)	R2:2団体 (2団体申請)	市町村課理財G 017-734-9073	
33	地方財政措置	過疎対策事業債(ソフト分)	総務省	地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業への財政措置。	(予定) 1次要望:未定 2次要望:9月	〇市町村(過疎地域)	充当率100%、後年度の元利償還金の70%を交付税措置 各団体毎に発行限度額あり	R2:29団体中 26団体	市町村課理財G 017-734-9073	
34	補助金助成金	過疎地域持続的発展支援交付金事業(過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)	総務省	基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。	・4月上旬募集締切(予定) ・5月選定・内示 ・6～7月交付申請・交付決定 ・翌3月実績締切	〇集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)	1事業につき、1,500万円以内  (下記事業については、限度額上乘せ) ①専門人材を活用する事業(+500万円) ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円) ③上記①+②併用事業(+1,500万円)	H29:1団体 (1団体申請)	市町村課理財G 017-734-9073	「小さな拠点」形成支援に関する事業のソフト事業
35	特別交付税措置	地域おこし協力隊	総務省	地方自治体が都市住民を受け入れ、委嘱。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、併せて定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献する。	随時	〇市町村	特別交付税: ○隊員1人当たり上限4,700千円(報酬等2,700千円+活動費2,000千円) ○募集等に要する経費:自治体あたり上限2,000千円 ○おためし地域おこし協力隊に要する経費:自治体あたり上限1,000千円 ○地域おこし協力隊インターンに要する経費:自治体あたり上限1,000千円、1人・1日当たり12千円上限	R2:24市町村	地域活力振興課移住・交流推進G 017-734-9174	
36	人的支援	集落支援員	総務省	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する。	随時	〇市町村	特別交付税: ○支援員1人当たり上限4,300千円(他業務と兼任の場合400千円)	2市町村	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
37	地方財政措置	外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度事業	総務省	市町村が、「地域人材ネット」登録の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)し、地域活性化の取組をする場合、特別交付税措置をする。	随時	〇市町村	特別交付税上限額: 民間専門家招へいの場合 1市町村あたり上限5,600千円/年(最大3年) 先進市町村職員招へいの場合 1市町村あたり上限2,400千円/年(最大3年)	実績なし	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	
38	地方財政措置	定住自立圏	総務省	都市機能を備え、圏域における中心的役割を担う意思を示した中心市と近隣市町村が、協定により定住自立圏を形成し、相互に連携・協力しながら圏域全体の暮らしや人口定住に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図る。	例年11月末 特別交付税算定の基礎資料作成(定住自立圏の推進に要する経費の調査表)	〇定住自立圏に取り組む市町村	特別交付税(定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費に係る包括的財政措置:上限額): 中心市:85,000千円程度 近隣市町村:15,000千円	以下の定住自立圏の構成市町村(R2) ○弘前圏域 ○上十三・十和田湖広域 ○下北圏域 ○五所川原圏域	市町村課総務・行政G 017-734-9071	

NO.	分類	制度名	助成制度等の主体	制度内容	スケジュール	対象	助成額(支援内容)	県内実績(直近)	担当グループ名	備考
39	地方財政措置	連携中枢都市圏	総務省	地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する。	普通交付税: 4月 普通交付税算定の基礎資料作成  特別交付税: 11月 特別交付税算定の基礎資料作成	○連携中枢都市圏 ○連携する市町村	連携中枢都市圏ビジョンに記載されている以下の取組に要する経費に係る包括的財政措置 ○連携中枢都市 ・普通交付税: 「経済成長のけん引」及び「高次の都市機能の集積・強化」の取組(圏域人口75万人の場合、約2億円) 特別交付税: 「生活関連機能サービスの向上」の取組(1.2億円を基本) ○連携市町村 ・特別交付税: 「生活関連機能サービスの向上」に加え、「経済のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」の取組(上限15,000千円)	以下の連携中枢都市圏の構成市町村(R2) ○八戸圏域 ○青森圏域	市町村課総務・行政G 017-734-9071	
40	地方財政措置	子ども農山漁村交流プロジェクト	総務省 農林水産省 文部科学省	子どもたちの生きる力の育成や、農村漁村の地域活性化につながる、自然の中での集団宿泊活動を行う小学校の取組を推進するため、総務省、文部科学省、農林水産省が連携して支援を行う。	随時	○市町村 ○受入モデル地域に選定された協議会 ○学校	特別交付税 ・子どもや教員に係る宿泊費用等 ・教員の調査費用(旅費) ・借損料(バス・備品等の借り上げ) ・保険料 ・事業のための資料作成費 ・受入協議会の運営経費	受入モデル地域 5団体	構造政策課 農村活性化G 017-734-9534	
41	地方財政措置	地域経済循環創造事業交付金	総務省	「あと一歩」で実現できるような地域活性化に資する事業について、当該事業の初期投資額に充当されるものとし、その後の事業の状況・成果等については、検証・研究を加え、産業界、大学界、地域金融機関等との連携により、各自治体が将来に富を生み出す仕組みづくりにつなげる。	随時	○都道府県 ○市町村	公費による交付額に対し、補助率1/2 ※過疎地域のうち、財政力指数0.5未満の場合は補助率2/3、同0.25未満の場合は補助率3/4。また、新規性・モデル性の極めて高い事業の場合は補助率10/10	H29: 2団体 H30: 1団体	地域活力振興課生業・地域活性化G 017-734-9075	